

期間業務職員の募集について

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室）

※非正規雇用

2. 遺棄化学兵器処理担当室について

当室は、化学兵器禁止条約に基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器を廃棄処理する事業を行っています。

詳しくは内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp/acw/index.html>) をご覧ください。

3. 職務内容

- (1) PCを使った資料作成、アポイントメント等外部との業務調整
- (2) 職員が行う業務(出張旅費等の支給に係る業務、勤怠管理、経理業務、行政文書管理等)の補助
- (3) 室内の庶務業務全般(接遇・電話対応、会議のロジ補助、簡易な室内清掃等)
- (4) その他、常勤職員等の補助事務

4. 募集人数

3名

5. 募集対象

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基本的なPC操作が可能な方 (Word、Excel、PowerPoint 等)
- (3) 健康状態が良好な方

なお、以下に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和7年4月1日

(2) 雇用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(採用後、1ヶ月間は条件付採用期間)

※ 勤務実績等により再採用されることもあります。

7. 給与

(1) 日給

10,490円～13,330円

月額

220,290円～279,930円(月平均労働日数:21日)

※上記の金額は、法律等の施行及び改正に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

(2) 支払日

原則毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給)

(3) 諸手当

通勤手当(給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあつては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)、住居手当(月額28,000円以内、支給条件に該当する方のみ)

※上記の金額は、法律等の施行及び改正に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。(年2回(6月及び12月))

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

11. 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として午前9時30分～午後6時15分（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）（土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。）

(2) 休暇

年次休暇10日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）

夏季特別休暇3日間（7月～9月の間に取得可能）

12. 勤務地

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

<所在地地図>



13. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書（市販のもので可、顔写真（カラー、3カ月以内に撮影したもの）を添付）

※日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス）を必ず明記。

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、朱書きで「期間業務職員応募書類在中」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室 期間業務職員採用担当

(4) 提出期限

令和7年1月29日（水）（必着）

14. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を実施する場合のみ、あらためて面接の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は、返却いたしませんのでご了承ください。（責任廃棄致します。）

※応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行います。

※採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得手続きをしていただくこととなります。

15. 問合せ先

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室 期間業務職員採用担当

電話 03-3581-2569